

川崎市教育文化会館及び川崎市市民館の施設及び設備の使用許可基準

3川教生第1825号

令和4年3月17日 教育長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）第5条及び第6条並びに川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）第5条及び第6条の許可に係る基準を定めるものとする。

(施設及び設備の許可基準)

第2条 教育文化会館及び市民館（以下「市民館等」という。）の施設及び設備の許可基準は次のとおりとする。

- (1) 代表者を含めて5名以上で構成された団体であること。
- (2) 団体以外に許可を行う場合は、利用日の1か月前以降で、施設に空きがある場合であること。

(その他必要事項)

第3条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。